

報道発表資料の配付日時 3月7日(火) 15時00分

発表項目 (行事名)	「令和4年度第2回北海道アザラシ管理検討会」の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道アザラシ管理計画(第3期)を科学的・専門的知見に基づき推進するため、学識経験者等による「令和4年度第2回北海道アザラシ管理検討会」を次のとおり開催しますので、お知らせします。</p> <p>1 日時 令和5年(2023年)3月10日(金) 13:30から2時間程度</p> <p>2 開催方法 Zoomを用いたWeb会議 ※事務局はかでの2・7 930研修室</p> <p>3 出席者 (1) 構成員(別添出席者名簿のとおり) 学識経験者 (2) オブザーバー 環境省北海道地方環境事務所 水産庁北海道漁業調整事務所 北海道漁業協同組合連合会 北海道水産林務部水産局水産振興課 (3) 関係(総合)振興局 (4) 事務局 環境生活部自然環境局野生動物対策課</p> <p>4 主な内容 (1) 令和4年度調査事業について (2) 令和4年度事業実施結果及び評価について (3) 令和5年度事業実施計画(案)について (4) その他</p> <p>5 その他 (1) 会議資料は、開催日までに道のホームページに掲載します。 (2) 本会議の設置要綱は別添のとおりです。</p>		
参考			
報道(取材)に当たってのお願い	ZOOMでのオンライン視聴(取材)を希望する場合は、3月9日(木)正午までに、所属、参加者氏名、連絡先を記載の上、下記メールアドレスまでご連絡をお願いします。 kansei.yasei@pref.hokkaido.lg.jp		
他のクラブとの関係	同時配付	同時レク	
担当(連絡先)	・環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(担当者:課長補佐 車田) TEL:011-231-4111(内線21-384)ダイヤルイン:011-204-5205		

令和4年度第2回北海道アザラシ管理検討会 出席者名簿

日時 令和5年3月10日(金) 13:30～15:30
場所 WEB開催

■構成員

所 属	氏 名	備 考
東京農工大学生物産業学部海洋水産学科教授	小林 万里	
北海道大学大学院文学研究院教授	宮内 泰介	
北海道大学大学院水産科学研究院海洋生物資源科学部門准教授	山村 織生	
地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部稚内水産試験場調査研究部研究主幹	後藤 陽子	

■オブザーバー

所 属	氏 名	備 考
環境省北海道地方環境事務所野生生物課課長補佐	山下 慎吾	
水産庁北海道漁業調整事務所資源課長	浦 隆文	
北海道漁業協同組合連合会環境部長	上村 俊彦	
北海道水産林務部水産局水産振興課課長補佐	池田 聖治	
北海道水産林務部水産局水産振興課主査	仙庭 和弘	

北海道アザラシ管理検討会設置要綱

(目的)

第1条 アザラシ類の現状や対策の実施について、学識経験者等を参集し、専門的かつ科学的な評価の検討を行い、その意見等を聞くことにより、北海道アザラシ管理計画の適正な推進に資することを目的として、北海道アザラシ管理検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会においては、アザラシ類の適切な管理のために必要な次の事項を総合的に検討する。

- (1) アザラシ類による漁業被害の防除に関する事項
- (2) アザラシ類の個体数調整に関する事項
- (3) アザラシ類のモニタリング手法に関する事項
- (4) その他アザラシ類の適切な管理のために必要な事項

(構成)

第3条 検討会は、構成員5人以内で構成する。

- 2 構成員は、学識経験者等の中から北海道環境生活部長が選定する。

(運営)

第4条 検討会は、毎年度、北海道環境生活部長が招集し、主催する。

- 2 北海道環境生活部長は、必要と認める場合、構成員以外の意見等を求めることができる。
- 3 検討会に座長を置き、構成員が互選する。
- 4 座長は、検討会の議事進行を図るとともに自ら検討会に出席できない場合は、構成員の中から座長代理を指名する。

(設置期限)

第5条 検討会は、施行の日から起算して2年を経過する毎に、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、検討会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第6条

- 1 検討会の事務は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課において行う。
- 2 この要綱に定めるもののほか、検討会に関して必要な事項は北海道環境生活部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。